

新型コロナウイルス 感染者発生時対応マニュアル

【2022.3.14版】

全国選抜高校テニス大会 実行委員会

当マニュアルは新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じて改訂いたします。

新型コロナウイルス 関連特別規定（第44回大会のみに適用）

報告義務に関する規定

- 1) 感染者や濃厚接触者が部内に出た場合は、速やかに事務局へ報告すること。
- 2) 校内、クラス内で感染者が出た場合のルール等で出場ができなくなった場合、速やかに事務局へ出場辞退を申し出ること。

選手入れ替えに関する特別規定

- 3) 登録選手の中に新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者が出た場合、登録選手の入れ替えを認め、入れ替える人数に上限は設けない。
 - ・入れ替える場合は除外されず残った選手の登録番号を繰り上げ、下位に新しく入る選手を登録すること。
 - ・複数の新しい選手が入る場合は実力順に登録すること
 - ・隔離期間が終了し復帰する場合は元の登録順位へ復帰し、復帰した選手の登録順位以下の選手の登録番号は繰り下げ、登録入れ替えにより追加登録した選手を除外すること。※複数選手を入れ替えた場合は復帰した選手人数分の人数を除外

補欠校繰り上げに関する特別規定

- 4) 出場辞退校が出た場合、2022年3月17日までを期限とし補欠校の繰り上げを行う。
- 5) 補欠校は繰り上げ対応期間中に繰り上げ出場が決定した場合、即日、出場の可否に関して実行委員会に回答すること。
- 6) 繰り上げ出場が不可能な補欠校が出た場合、出場権は次の補欠順位校へ移行するものとする。
- 7) 補欠校がいなくなった場合、もしくは繰り上げ出場の受け付けられる期限（2022年3月17日）を過ぎた場合は欠場校数分ドロウにByeをいれる。
- 8) 個人戦は団体戦参加校（繰り上げが発生した場合は繰り上げで参加した学校）の登録番号最上位の選手が出場するものとする

出場記録にかんする特別規定

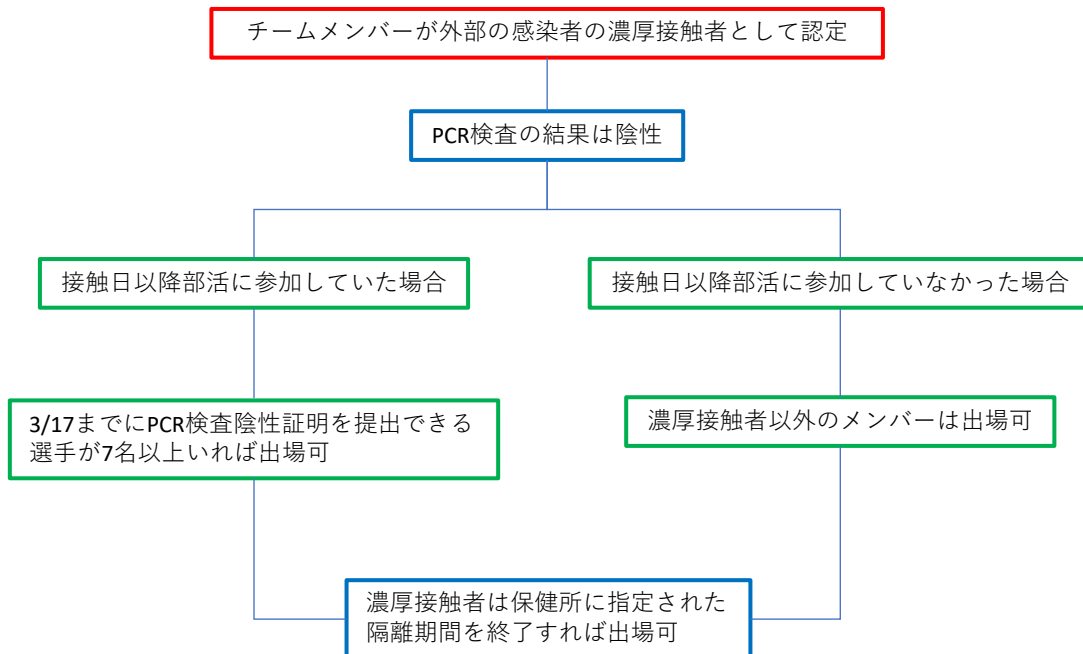
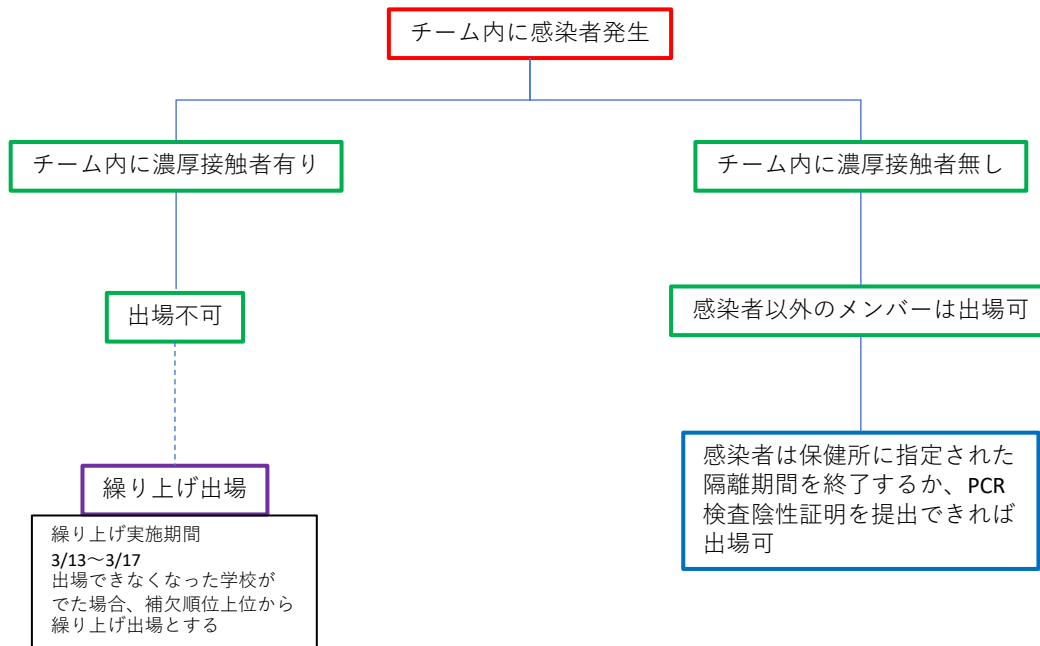
- 9) 新型コロナウイルス関連の理由で出場を辞退した場合・失格になった場合、出場校として記録に残すものとする
- 10) 補欠校が繰り上げにより出場した場合、出場校として記録に残すものとする。

関連既存規定の確認

- ・出場可能な選手が7名を下回った場合は失格とする

※競技開始後（3月21日以降）の参加規定に関しては別紙「44回大会 出場校向け 大会期間中の体調不良者発生時の対応」に定めます。

3月8日以降



発生事案

チーム要件

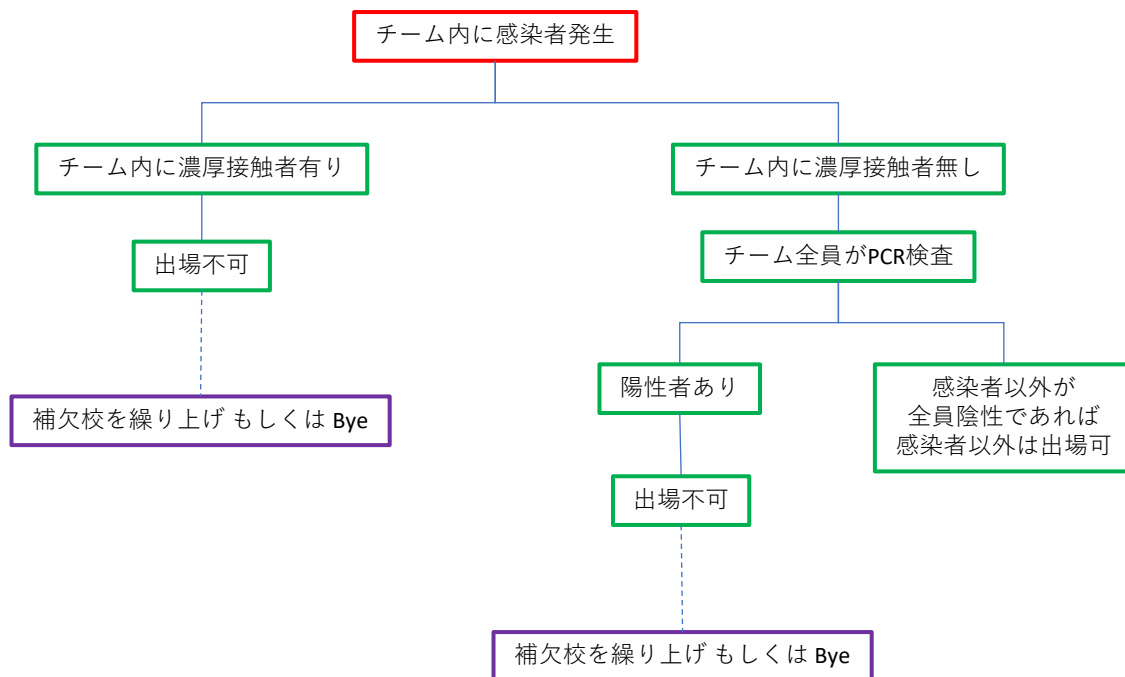
個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは担当保健所に判断してもらうこと

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

3月18日以降



※競技開始後（3月21日以降）の参加規定については別紙「44回大会 出場校向け 大会期間中の体調不良者発生時の対応」に定めます。

発生事案

チーム要件

個人要件

※チームメンバーの定義：日々同じ場所で部活動を共にしている部員、監督、コーチ、顧問、スタッフ

※濃厚接触に当たるかどうかは担当保健所に判断してもらうこと

※PCR検査陰性が出場条件になった場合、その証明書を提出すること

【参考資料1】

退院基準・解除基準

管轄保健所と患者情報を交換し、退院基準を満たすかを確認する。

なお、オミクロン株感染者の退院基準に関しては、厚生労働省からの自治体・医療機関向けの事務連絡等を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

1. 退院基準

1) 有症状者【注1】の場合

- ①発症日【注2】から10日間経過し、かつ、症状軽快【注3】後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査【注4】で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

2) 無症状病原体保有者の場合

- ①検体採取日【注5】から10日間経過した場合、退院可能とする。
- ②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査【注4】で24時間以上間隔をあけ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

*上記の1, 2において、10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

【注1】人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

【注2】症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

【注3】解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

【注4】その他の核酸増幅法を含む。

【注5】陽性確定に係る検体採取日とする。

【注6】退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

3) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ①発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（発症日から20日間経過までは退院後も適切な感染予防策を講じること）
- ②発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上をあけ、2回の陰性を確認した場合

【出展：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第6.2版」】

【参考資料2】

期間計算のイメージ

【有症状者の場合】 ※人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあけ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあけ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



↑有症状の場合は1段目右の発症日から10日が最短
無症状の場合は最下段の7日が最短

【出展：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き第6.2版」】